

編修会議 運営要綱

(役 割)

第1条 編修会議は、本学会が発行する会誌（電気学会誌、電気学会部門誌）の編修・出版に関する主要な事項について、審議ならびに調整を行う。

(審議事項)

第2条 会議の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 会誌の編修・出版に関する基本方針
- (2) 電気学会誌に関する重要事項
- (3) 電気学会部門誌に関する重要事項および部門間調整事項
- (4) 投稿論文等の採択の可否に関する事項
- (5) 会誌等の広告に関する基本的事項
- (6) その他、会誌の編修・出版に関する重要事項

(構 成)

第3条 会議の構成は次による。

議 長	副会長（編修出版担当）
幹 事	編修出版理事
委 員	専務理事、各部門の編修担当副部門長（必要に応じ各部門の編修担当または編修長）

2. 議長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(下部組織)

第4条 本会議の下部組織として、「編修委員会」を設置する。

2. 編修委員会の運営は、別に定める「編修委員会運営要綱」による。

(招 集)

第5条 会議の開催は、原則として年2回以上とする。

2. 会議は議長が招集し、事務局が関係者に通知する。

(定足数)

第6条 会議の成立には、構成員の過半数を要する。

2. あらかじめ議長の承認を得た場合は、代理出席ができる。

(議決の方法)

第7条 議案の採決には、出席構成員の過半数を要する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事 務)

第8条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は、資料の準備等会議に必要な準備を行う。
3. 議事録は事務局が作成し、次回の会議で確認の後、別に定める期間、保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成8年1月24日、理事会において改正。
3. 本運営要綱は平成8年1月24日より施行する。
4. 本運営要綱は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
5. 本運営要綱は平成10年10月12日、理事会において改正。
6. 本運営要綱は平成10年10月12日より施行する。
7. 本運営要綱は平成18年4月26日、理事会において一部改正。
8. 本運営要綱は平成18年4月26日より施行する。
9. 本運営要綱は平成26年7月25日、理事会において一部改正。
10. 本運営要綱は平成26年7月25日より施行する。